

治らず、息苦しいと受診したことをきっかけに、精密検査を受け、悪性中皮腫と診断された。当時、静岡の自宅でご本人から職歴をうかがい、3年あまり、アスベスト製品の製造加工に労働者として従事し、石綿に曝露したとして労災申請した。労災はすぐに認められたものの、お会いして数か月後の2004年9月に逝去された。

2014年10月大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決とそれを受けての厚生労働大臣談話、翌年1月の全面和解によっ

て、国が石綿工場の元労働者や遺族に対する和解手続により賠償金の支払いをするいわゆる「泉南型石綿国賠訴訟」が可能となった。

Aさんのケースが訴訟対象に当たるのではないかと、昨年久しぶりに連絡をとり、奥さんと息子さん2名が原告となって、2017年6月静岡地裁への提訴となった。静岡初の国賠ケースとして、今後も支援していきたい。

(東京労働安全衛生センター  
内田正子)

を続けているが、いまだ会社側に安全意識が欠如していて、調査は国にまかせきりで独自の検証はまったく行っていないという。田中さんは、会社の開き直った態度に「呆れを通り越して尊敬しています」と締めくくった。

記念講演は大阪市立大学院の鰐淵秀樹教授による「職業と化学発がん」だった。がん発症のメカニズムなどを、わかりやすく説明するものだった。

また、三星化学の田中さんの報告に続いて、新日本理化学株式会社徳島工場の退職者にもオルトトルイジンによる膀胱がんの発症者がいたとの報告があった。それをきっかけに徳島で結成された「職業がんとたたかうオルトトルイジンの会」が、被災者を捜し出したことから退職者20名で会を結成した経緯を話した。

その他、各地の取り組みが報告され、集会の最後に、さらなる運動の前進を誓って閉会した。

(関西労働者安全センター)

## 第4回職業がんなくそう集会

### 大阪●徳島の工場で退職者が会を結成

2017年7月9日、大阪PLP会館で「第4回職業がんなくそう集会」が開かれた。「職業がんをなくす患者と家族の会」が主催で、同時に同会の総会も行われた。

本誌で以前の集会についても紹介してきたが、「職業がんをなくす患者と家族の会」は2016年6月11日に大阪で結成された。活動の中心を担う化学一般労組は、2015年に発覚した福井県の三星化学工業株式会社での膀胱がん多発事件の労働者を支援している。

この日三星化学の労働者で、化学一般労組三星化学工業支部書記長の田中康博さんから、その後の経過報告があった。

40名程度の職場であるにもか

かわらず、現職6名、退職者3名が膀胱がんを発症している。組合は、膀胱がんの原因追及と職場環境改善のために団体交渉

## 登録日雇港湾労働者が提訴

### 兵庫●アスベスト被害の企業補償求め

日本ではアスベストのほとんどを輸入に頼ってきた。1960年代初めに10万トンを超え、1974年に352,000トンの最高を記録した。日本の輸入がピークだった1970年代は、全輸入量の約3分の1が神戸港に荷揚げされていた。その

ため、水際に荷役作業に従事した労働者だけでなく、検数作業や倉庫作業に従事した労働者へと被害がひろがっている。厚生労働省が公表した(2016年12月20日分)石綿による労災認定者数は、神戸港関連で労災保険が

89人、石綿救済法による時効救済が17人で、合計106人となっている。この数字からも、神戸港は全国で一番多くの石綿被害が発生している港と言える。

しかも、106人の被災者は港湾関連の企業で働く正規社員であり、港湾労働を支えてきた登録日雇港湾労働者の数は含まれていない。全港湾労働組合の調べによると、神戸港の登録日雇港湾労働者においては、労災保険で21人、時効救済で1人、合計22人が認定を受けている。

登録日雇港湾労働者とは、神戸港労働公共職業安定所に登録された日雇港湾労働者のことを呼んでいる。東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門の6大港に適用され、神戸港では1966年末時点で3,549人の登録があった。

2012年、港湾における石綿被災者救済制度としての補助金制度が設立された。この制度は、

業界団体である一般社団法人日本港運協会（日港協）の会員企業が、港湾運送事業において石綿曝露作業に従事し労災認定を受けた者またはその遺族に対して金銭的支出（災害補償）をした場合、日港協が当該会員企業に対してその金銭的支出の一定割合を補助する制度。補助するに当たっては、会員企業が積み立てた港湾石綿基金を活用することになっている。

今回、訴訟を提起する前に、本件の被災者遺族は、代理人を通じて被告企業に対して話し合いによる解決を求めてきた。しかし、企業側が話し合いによる解決を拒否したため、2017年9月12日に2人の被災者遺族（12人）が補償を求め神戸地裁に提訴することになった。被災者救済制度の適正な運用が行われるよう、ご支援をお願いします。

（ひょうご労働安全衛生センター）

30年ほどで、小学校の時に紡織工場から漏れ出した石綿に曝露したと推定されている。亡くなった人は釜山市の石綿管理の対象者に含まれていなかった。

国会・政務委員会のキム・ヘヨン・共に民主党議員は7月30日、「環境部と地方自治体が関係機関に個人情報などを確認して、石綿被害が疑われる者全員を把握できるようにする、石綿被害救済法の改正案を発議した」と明らかにした。

2010年に石綿被害救済法が制定され、石綿環境保健センターが、石綿被害が憂慮される地域に居住したり居住中の人を対象に、健康影響調査ができるようになった。しかし、居住地を移転したり、改名した場合、住所・連絡先が分からなくなって追跡ができない。現行法には、センターが関係機関に個人情報の確認を要請できる規定がないためだ。

キム議員は、「環境部と地方自治体はすべての石綿被害が疑われる者を対象に、健康影響調査の目的・方法を積極的に案内し、石綿被害を救済しなければならぬ」。「改正案が通過すれば、石綿被害者の全数調査ができ、調査の実効性を高めることができる」と話した。



2017年7月31日  
毎日労働ニュース

## 石綿被害疑い「全員調査」を

### 韓国●石綿健康被害救済法の改正発議

■石綿被害の疑いに「全員調査法案」を発議

最大の石綿紡織工場があった釜山のある地域の小学校を

卒業した30代の男性が、6月に悪性中皮腫で死亡する事件が発生した。

石綿疾患の潜伏期間は10～

全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/~open/>